

予定価格の事後公表実施要領

平成26年10月27日 建管第1442号

1 目的

この要領は、競争入札の公正な競争を確保するため、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格について、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

2 対象工事等

予定価格の事後公表は、農政部、水産林務部及び建設部が所管する工事等のうち競争入札に付すものを対象とする。ただし、設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務に係る事後公表の対象については、当分の間、農政部長、水産林務部長及び建設部長がそれぞれ別に定めるものとする。

3 予定価格等の取扱い等

(1) 予定価格の公表方法

予定価格の公表については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の取扱いによるものとする。

(2) 予定価格調書の取扱い

予定価格調書の取扱いについては、「予定価格の取扱いについて」（平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達）により厳格に取り扱うものとする。

(3) 低入札価格調査制度に基づく基準価格及び最低制限価格制度に基づく最低制限価格の取扱い

低入札価格調査制度に基づく基準価格及び最低制限価格制度に基づく最低制限価格の取扱いについては、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）により厳格に取り扱うものとする。

4 入札手続等

(1) 一般競争入札

一般競争入札を執行する場合は、次のとおり事務処理を行うものとする。

ア 競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し参加者の全員が辞退したときは、入札を中止するものとする。この場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第8号による随意契約は、「一般競争入札において入札参加者がいない場合等における随意契約の取扱いについて」（平成26年10月7日付け局財指第244号。以下「随意契約の取扱い」という。）による場合を除き、行わないものとする。

イ 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。

ウ 入札回数は、原則2回までとする。

エ 再度入札に付し落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができるとされているが、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、随意契約を行わないものとする。

(2) 指名競争入札

指名競争入札を執行する場合は、(1)に定める一般競争入札の取扱いによるものとする。なお、(1)のアの随意契約の取扱いについては、一般競争入札に係る取扱いであることから、その適用はないものとする。また、初度の入札において、入札者が1人しかいない場合は、入札を中止するものとする。

(3) 入札公告等

入札公告及び建設工事競争入札心得又は競争入札心得においては(1)のウの事項について、指名通知においては(1)のウ及び(2)のまた以降に記載の事項について、それぞれ明らかにするものとする。